社会福祉法人徳島県身体障害者連合会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳島県身体障害者連合会(以下「当法人」という。) の役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等の支給について、定款第8条に 規定する基準並びに第21条に規定する総額の範囲及び基準を定めるものである。

(役員の報酬等の総額)

第2条 定款第21条に規定する役員に対する報酬等の総額は、各年度2,000,000 円を超えない範囲とする。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等に対して、定款第8条及び前条に定める総額を超えない範囲で、次の区分により報酬を支給する。
 - (1) 理事長については、当法人の運営業務に当たった場合、月額80,000円を支給する。ただし、理事長在任期間が15日を超えない月の月額は40,000円とする。
 - (2) 理事長以外の役員等については、評議員会若しくは理事会に出席、又は監査ほか当法人の運営に必要と理事長が認める業務のために出務した場合、日額5,000円を支給する。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している理事については、報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

- 第4条 理事長に対する報酬は、職員の給与支払日に支給する。
- 2 理事長以外の役員等に対する報酬は、前条第2号に規定する会議に出席、又は同号 に規定する業務のために出務した都度、支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったと きには、立替金、積立金その他を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成29年6月15日より施行する。